

保護者 様

安中市立後閑小学校  
校長 浅井 広之

## 学校で予防すべき感染症と出席停止について

お子さまが下記に該当する病気にかかれたという連絡を受けましたが、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。主治医から登校の許可があるまでは、十分に休養をとってください。登校の許可がありましたら、下記の「証明書」に記入していただき、再登校時に学校に提出してください。

## 感染症と出席停止の期間の規準

	学校で予防すべき感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト・マールブルク病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS) 中東呼吸器症候群 (MARS) 鳥インフルエンザ (H5N1) 新型コロナウイルス感染症	病気が治って、医師の許可があるまで
第二種	インフルエンザ (H5N1 をのぞく)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	熱が下がって三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は耳下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状がなくなった後二日を経過するまで
	結核	医師の許可があるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により医師が感染のおそれがないと認め、許可があるまで

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症・指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず第1種の感染症とみなす。

主治医 様

お手数ですが下記の証明書のご記入をお願いいたします。

安中市立後閑小学校長

きりとり線

証明書

学校長 様

年 氏名

病名

上記の者は、\_\_\_\_月\_\_\_\_日より出席停止になっていましたが、他へ感染のおそれがなくなりましたので、\_\_\_\_月\_\_\_\_日より出席してよいと思われま

令和 年 月 日

医師

印